

## (9/26) 世田谷区公契約条例採択、条例制定に関する事務局長談話

2014年9月30日 連合東京事務局長 杉浦賢次

1. 9月26日世田谷区議会は、全会派一致で「世田谷区公契約条例」を採択した。世田谷区における条例制定の議論は、平成23年9月に「公契約のありかた検討委員会」を設置して本格的に開始された。以降、計8回の委員会が開催され平成24年には建設事業者、委託事業者、労働者を対象とするアンケートを実施、同年事業者と労働者ヒアリングを行う中で、委員会中間報告や区の「公契約在り方シンポジウム開催」、区民へのパブリックコメント募集を行いつつ、数次にも亘る議会審議を行ってきた。こうした長期にわたる検討がなされたものであり、条文目的にある通り、公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善をはかり、公契約の質の確保、区内の産業振興及び地域経済の活性化、区民の生活の安全安心の増進となることを期待したい。

2. 連合東京の条例評価と課題認識の要点は、以下の通り。

- ① 区内の入札制度課題やダブリング防止、公契約で区内事業者と産業の振興をはかり、そうした事業者と防災整備で連携をはかる。一方で労働者には最低報酬下限設定で労働条件を引き上げ、障害者や若者雇用、男女共同参画やワークライフバランス、若者育成支援、労働契約法遵守などの幅広い社会的価値観理念を条文で掲げる条例である。議会採択時の各会派の意見表明にもある通り、条例運用の中で其々の理念の実現をどのように具体的に推進するかが重要である。そのため公契約適正化委員会の役割は大きい。
- ② 最終意見書で世田谷区みずからが分析する通り、この間の制定されてきた公契約条例は、(ア)「労働条件の改善を主眼とするタイプ」(野田市、多摩市、相模原市など)と(イ)「広く公共政策の実現をめざすタイプ」(山形県、高知市)があり、(ウ)中間タイプが川崎市、国分寺市などがある。中間報告などでは世田谷区の場合、労働条件・「最低報酬下限額」の設定には様々な理由から消極的な姿勢が見られた。連合東京はじめ様々な団体の要請や区内議論を通じて、結果としてこれが設定された。契約額対象2,000万円以上(但し建設工事は、3,000万円以上)が対象となる。建設工事だけでも対象は年間100件以上。
- ③ 最低報酬下限額を設定し、事業者等(下請含む)に示しそれを遵守することにより適正な賃金が支払われるようにする。事業者に配布する帳票記入で賃金・社会保険加入などを確認するというが、事業者の義務規定そのものや他自治体に見られる罰則規定の条文化はなされていない。現状は、上項でいう中間の(イ)・(ウ)の更なる中間という位置どりだ。今後の最低額審議、委託対象業務の議論とともに確固とした労働条件担保の在り方を公契約適正委員会で検討をする必要があると考える。

3. 都内の公契約条例は、多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区、千代田区に続き、6自治体目となる。様々な目的で制定検討がなされてきたが、労働者の労働条件を改善することはどこでも一つの主要な目的である。

今後、連合東京としては、各自治体の成果と今後の課題を深く検討する中で、自治体首長、職員、議員、関係事業者との議論を深める中で、都内他自治体でもよりよい方向で条例制定が進むことを期待したい。

以上

(本件問い合わせは、担当：労働局長 傳田まで)